

# 資料 4

新西地第 5 5 8 号  
平成 2 7 年 9 月 1 7 日

西区自治協議会  
会長 岩脇 正之 様

新潟市長 篠 田 昭  
(担当：西区地域課)

(仮称) 内野地区集会施設の設置及び指定管理者制度の導入について (意見聴取)

新潟市区自治協議会条例 (平成 1 8 年条例第 7 4 号) 第 7 条第 3 項第 2 号の規定により、  
下記事項について貴自治協議会に意見を求めます。

記

(仮称) 内野地区集会施設の設置及び指定管理者制度の導入について

以上

## (仮称) 内野地区集会施設の設置及び指定管理者制度の導入について

### 1 施設の目的

内野地区において不足している地域住民が気軽に集い交流する集会施設を、耐震性能が低く機能が分散している西出張所・西地域保健福祉センターとの複合施設として整備し、地域の賑わい創出を図る。

### 2 施設概要

別紙のとおり

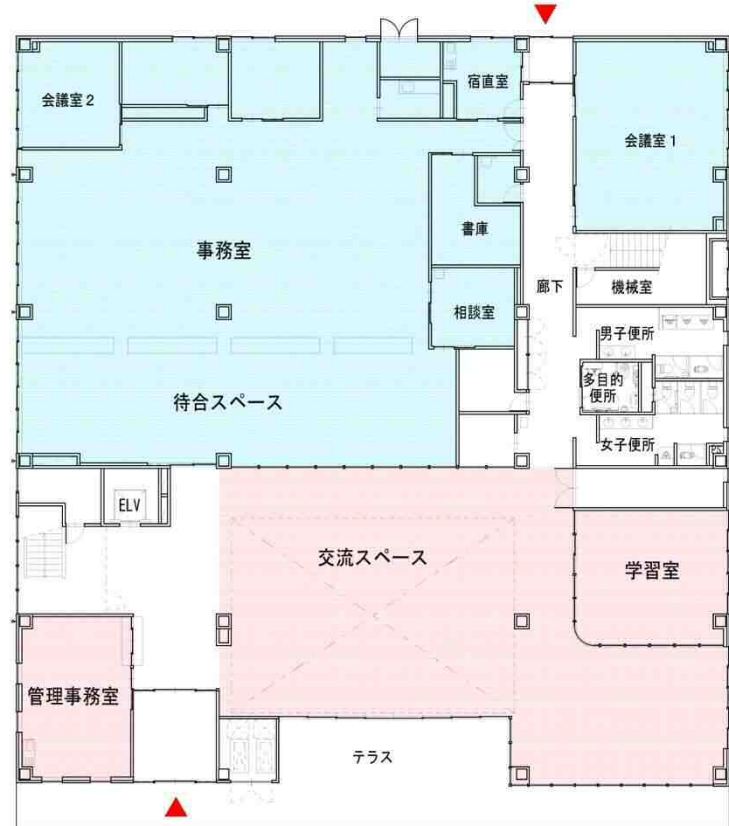
### 3 指定管理者制度の導入と指定管理者の選定方針

「新潟市公の施設に係る指定管理者制度に関する指針」に基づき、公の施設の管理に関し、各施設の設置目的、事業内容、施設規模、市民ニーズ等を勘案し、民間事業者等の能力を積極的に活用することにより、効果的・効率的な管理を行い、市民サービスの向上と施設管理経費の節減を図るため、指定管理者制度を導入するものとする。

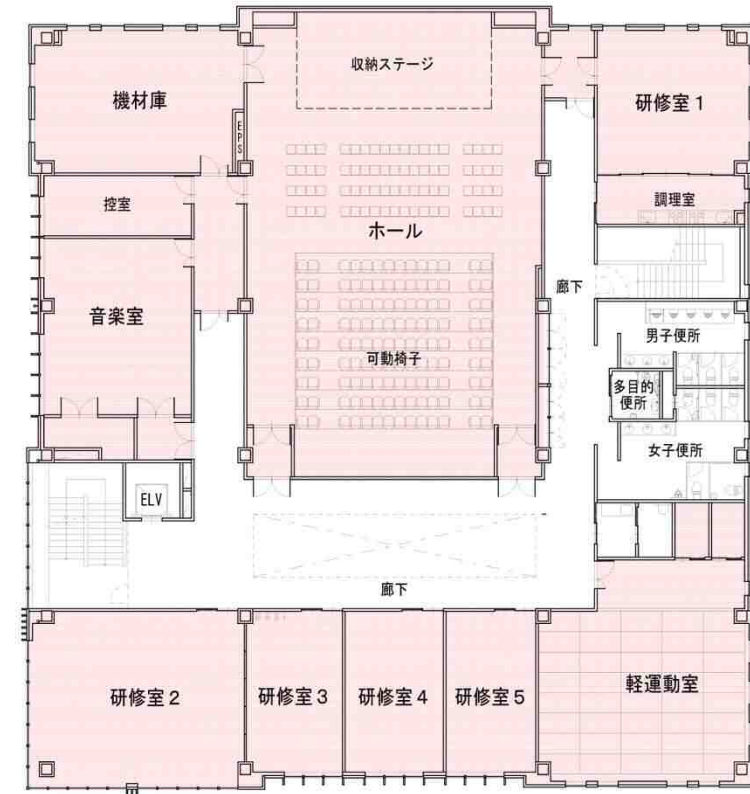
また、地域自治の振興などの目的のため、地元住民団体が管理運営することが効果的な施設として、指定管理者は非公募で選定するものとする。



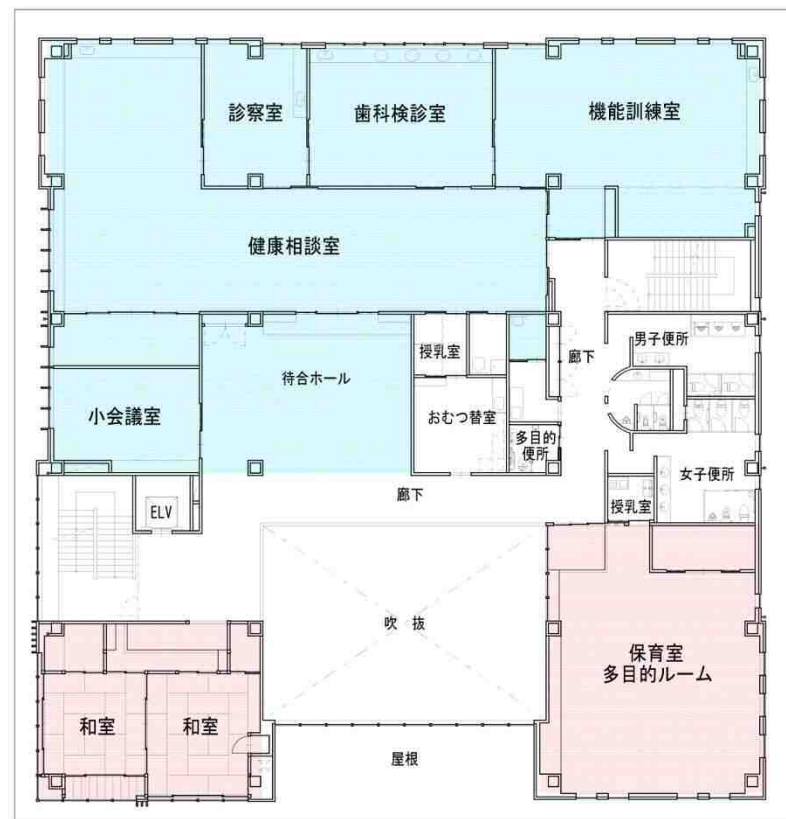
平面図



1階平面図



3階平面図



2階平面図



4階平面図

- 凡例
- : 行政施設
  - : 集会施設
  - : 共用部分